

都市計画の変更案の縦覧

都市計画課
☎229-3181 ☎229-3336

縦覧期間 10月1日(月)～15日(月)

縦覧場所 都市計画課

内容 津都市計画地区計画の変更(城山一丁目地区地区計画)、津都市計画ごみ焼却場の変更(津市西部クリーンセンター)、津都市計画ごみ処理場の変更(津市白銀環境清掃センター・津市リサイクルセンター)、津都市計画火葬場の変更(津市斎場) ※縦覧期間中は、市長宛てに意見書を提出できます。

屋外焼却の禁止

環境保全課
☎229-3259 ☎229-3354

家庭でごみを焼却すると、悪臭や煙が発生し、近隣の迷惑になるだけでなく、ダイオキシン類が発生するなどの問題があります。

ブロック囲いや基準に適合しない焼却炉などによる焼却は禁止されていますので、家庭ごみは焼却せずに決められた収集日に出しましょう。

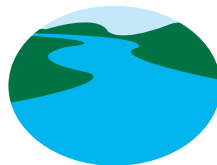
なお、屋外焼却禁止の例外として、風俗習慣上や宗教上の行事を行うために必要な焼却や、農林漁業を営むためにやむを得ない焼却などがありますが、近所迷惑にならないよう、風向きや付近の状況に十分配慮しましょう。

10月1日は浄化槽の日 浄化槽は定期的に適正な維持管理を

環境保全課
☎229-3140 ☎229-3354

浄化槽は、トイレや台所などから排出される汚れた水を、微生物の働きを利用してきれいにし、美しく豊かな自然を守って

います。浄化槽の機能を適正に保つためには



保守点検・清掃・法定検査が大切です。適正に実施していない場合は、罰則規定があります。

■保守点検…県に登録があり、浄化槽管理士がいる浄化槽保守点検業者に、汚泥(微生物)の管理、機器の点検、消毒剤の補充などをしてもらいましょう。(家庭用は年3～4回以上)

■清掃…市長の許可を受けた浄化槽清掃業者に、槽内部にたまった汚泥の抜き取り、機器類の洗浄、掃除などをしてもらいましょう。(年1回、全ばっ気方式は6カ月に1回以上)

■法定検査…保守点検・清掃が適切に行われ、浄化槽が正常に機能しているかを総合的に判断するための検査です。年1回、三重県水質検査センターの検査を受けましょう。

◆浄化槽の正しい使い方

- 台所から天ぷら油などを流さない。
- トイレではトイレトーパー以外のものを流さない。
- 送風機(ブロー)の電源は切らない。

◆合併処理浄化槽の設置を

合併処理浄化槽は、し尿と生活雑排水の両方を処理する浄化槽で、し尿だけを処理する単独処理浄化槽に比べ、生活排水の汚れを大幅に少なくすることができます。すでに設置されている単独処理浄化槽は、合併処理浄化槽への転換の努力義務が浄化槽法で定められています。

合併処理浄化槽を設置するには補助金があり、詳しくは津市ホームページをご覧ください。環境保全課または各総合支所地域振興課へお問い合わせください。

イベント

市民白バラ講演会

選挙管理委員会
☎229-3236 ☎229-3338

明るい選挙の推進と、皆さんに政治や選挙に対する関心を深めてもらうために、市民白バラ講演会を開催します。

とき 10月24日(水)13時15分～15時

ところ 津リージョンプラザお城ホール

講師 内田忠男さん(国際ジャーナリスト)

演題 今後の世界における日本の役割

対象 市内に在住・在勤・在学の人

定員 600人

費用 無料 ※10月5日(金)から市本庁舎1階案内、各総合支所地域振興課、各出張所、中央公民館で配布する「入場整理券」が必要です。

内田忠男さん

1962年慶応義塾大学経済学部卒業、第一線のジャーナリスト歴は今年で50年目。2010年4月から名古屋外国語大学・大学院客員教授。傍ら多数のテレビ番組などに出演。



美杉人権学習会

教委美杉事務所
☎272-8092 ☎272-8090

◆下之川地域住民センター

とき 10月11日(木)19時～

内容 田中徹さん(県こころの医療センター認知症看護の認定看護師)による講演

◆竹原地域住民センター

とき 10月16日(火)19時30分～

内容 一志町反差別人権ネットワーク「びり～ぶ」による歌と語り